

自動機による通帳取引規定

2025年1月1日現在

1. (この規定の取引における契約の成立)

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (規定の適用)

この規定は、当行の自動機において当行が発行した預金通帳を使用して取引をする場合に適用されます。なお、この規定に定めのない事項については、「キャッシュカード規定」（以下「カード規定」といいます。）および「お取引口座規定集」により取扱います。

3. (自動機による通帳取引)

この規定でいう自動機による通帳取引とは、次の取引をいいます。なお、この通帳取引は当行の自動機においてのみ行うことが可能であり、当行がオンライン自動機の共同利用による現金預入・現金支払・振込業務を提携した金融機関等の自動機においては行うことはできません。

- ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、通帳により普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）、貯蓄預金、総合口座定期預金、通帳式定期預金、積立定期預金、当座預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合（当行がカードを発行している他の預金口座からの振替えにより、当該預金口座に預入れをする場合を含みます。）
- ② 当行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して通帳により普通預金または貯蓄預金の払戻しをする場合（当該預金口座からの振替えにより、当行がカードを発行している他の預金口座に預入れをする場合を含みます。）
- ③ 当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して通帳により振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 通帳への記帳を行う場合

4. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等に従って、預金機に通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 当行がカードを発行している他の預金口座からの振替えにより預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に払戻しする預金口座のカードを挿入して届出の暗証を入力した後、通帳を挿入し金額を入力してください。ただし、振替えにより定期預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳を挿入し、次いで払戻しする預金口座のカードを挿入した後、届出の暗証を入力してください。

5. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをすることができるのは、「カード規定」により当行がカードを発行している預金口座に限ります。ただし、法人キャッシュカード、ローンカードが発行されている預金口座は、通帳による払戻しはできません。

- (2) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機に通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 届出の暗証は、カード発行時に本人が届出した暗証を使用します。なお、代理人のカードの暗証は使用できません。
- (4) 預金からの振替えにより、当行がカードを発行している他の預金口座に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機に通帳を挿入して届出の暗証を入力した後、入金する預金口座のカードを挿入し金額を入力してください。

6. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機に通帳を挿入し、届出の暗証、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。

7. (預金機・支払機・振込機故障時の取扱い)

停電、故障等により預金機・支払機・振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で取扱いします。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (通帳の再発行等)

通帳の電磁的記録の不良等により第3条に定める自動機による通帳取引ができない場合は、営業時間内に当行本支店の窓口にお申し出ください。この場合、当行所定の手続きをした後に、通帳の電磁的記録の復旧または通帳の再発行を行う場合があります。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上